

歯科専門職の概況

歯科医師

1. 根拠法令
歯科医師法(昭和 23 年法律 202 号)
2. 就業歯科医師数(平成 22 年医師・歯科医師・薬剤師調査)
100,438 名
3. 業務
歯科医療及び保健指導
4. 歯学部設置大学数、修業年限、定員
29 学部、6 年、2440 名(平成 24 年度)
※診療に従事する場合は卒後 1 年以上の臨床研修が必須

歯科衛生士

1. 根拠法令
歯科衛生士法(昭和 23 年法律 204 号)
2. 就業歯科衛生士数(平成 22 年衛生行政報告例)
103,180 名
3. 業務
次に掲げる予防処置
・歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること
・歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること
※上記は全て歯科医師の直接の指導の下に行う
歯科診療の補助
歯科保健指導
4. 養成学校数(厚労省、文科省指定を含む)、修業年限、定員
156 施設、3 年、6559 名(平成 24 年度)

歯科技工士

1. 根拠法令
歯科技工士法(昭和 30 年法律 168 号)
2. 就業歯科技工士数(平成 22 年衛生行政報告例)
35,413 名
3. 業務
歯科技工
※「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く
4. 養成学校数(厚労省、文科省指定を含む)、修業年限、定員
53 施設、2 年、1625 名(平成 24 年度)